

各 駅 停 車

回 覧

社会福祉法人豊田市福祉事業団

No.40 2014. 2. 10

福祉と障がいのある人を理解するための情報紙

障がい児歯科に取り組んで

=こども発達センター『のぞみ診療所 小児歯科』=



『のぞみ診療所小児歯科』は豊田市、みよし市の障がい児歯科部門の中心的な役割を果たし、これまで18年間歩んできました。その中で得た経験を毎年研究成果として発表し、平成25年10月には第30回日本障害者歯科学会において功労賞を受賞しました。今回受賞を記念して、歯科衛生士に直接お話をききました。

のぞみ診療所 小児歯科ってどんなところ？

お子さんの発達に寄り添い工夫をしながら、お子さんやご家族へお口の健康を守るための支援を行っています。歯科室や治療への不安の強いお子さんに、お部屋や治療機械などに少しずつ慣らしていく『慣らしトレーニング』の実施。虫歯予防としてフッ素を塗ったり、奥歯の溝をフッ素入りのお薬で埋めるシーラント充填（じゅうてん）など、お口の中と歯の健康維持ができるよう心がけています。

小児歯科職員の原動力は？

何と言っても「精一杯」頑張っているお子さんたち、更に日々悪戦苦闘しながら仕上げ磨きを頑張っているご家族とお子さんの成長についてお話を伺うことができます。

18年間の中で心に残るエピソードは？

のぞみ診療所歯科の『慣らしトレーニング』を取り入れたシステムの礎となった経験です。「相談があるのですがいいですか」と小学2年生と5歳の男の子を連れてお母さん。男の子の右手はお母さんとしっかり手をつなぎ、左手は口を押え、隙があれば今にも逃げ出す状態です。母親から「この下の子には奥歯に虫歯があるが乳歯で生え変わるからこのままでいいですね」、「予防注射するのも大変です」、「歯科治療なんてとても無理です」。お母さんの思いがひしひしと伝わります。大人でも苦手な歯科治療、薬品の匂い、歯を削る金属音、治療台での仰向けの姿勢など非日常的な場面ばかりです。そのことを払拭するには小さいころから歯科室に慣れてもらうためのトレーニングを行い、適応を促していくこと。お口を介した健康づくりに向け低年齢から予防に取り組むこと。このお母さんの思いが現在の『慣らしトレーニング』にあります。

功労賞を受賞！感想は？

初発表は、横浜で開催された国際学会でした。内容は入室や治療台での仰向けの姿勢に不安を示すお子さんたちに様々な行動変容法を用いて歯科室への入室、治療器具に慣れるためのトレーニングや治療を受け入れやすいように治療トレーニングなどを取り入れた慣らしトレーニングのシステムについてでした。また、母親に「何回トレーニングに通えばこの子は慣れますか」の質問に答えるために統計をとりまとめたものなど、すべてご家族やお子さんからの発信です。このようにいい環境で多くの方々の支えにより、頂くことができました。これからもお母さんの思いやお子さんの行動に心を傾け丁寧な歯科支援を続けます。

今後の抱負は！

センターが創立されて18年が経ちます。歯科環境へも随分と慣れ、いよいよのぞみ診療所小児歯科から「卒業」できるお子さんも増えてきました。これからもお子さんたちが地域の歯科医院へスムーズに移行ができるようお手伝いできればと思っています。



第二ひまわりでは毎日ジョギング活動を行うことで、利用者の方々が集中力や周りを意識する注意力を高め、自信と達成感を味わい、集団の中で安定した生活を送っています。毎年開催されている豊田マラソンはその成果を試す絶好の機会として、たくさん参加しています。

「初めての出場なので2kmの部に参加する」「今年は10kmの部に挑戦！」とそれぞれの体力に合わせて目標を設定し完走を目指して取り組みました。普段の練習とは違いアップダウンのあるコースに途中で苦しそうな表情を見せる方もいましたが、仲間と声を掛け合い励まし合い、一般の市民ランナーに混ざって見事全員完走することができました。応援して下さったご家族からも「10km走り切るなんて信じられない！」「パワーをもらった！」とやり上げたことのごさきに驚きと大きな感動を与えることができました。

第二ひまわりは、新たな目標に向かって今日も仲間と共に走り続けています。



医師や看護師でなくても介護職員がケアできる「医療ケア」

～喀痰吸引等研修開催の取組と課題～

これまで医師や看護師などにしか許されていなかった「痰の吸引（※1）」や「経管栄養（※2）」などの行為が、法律の改正で平成24年4月から、一定の研修を修了すれば介護職員でもできることになりました。豊田市はこの

法改正を受けて、24年度から3か年の障がい福祉計画に「医療ケア（※3）」に従事できる介護職員を増やしていくため、必要な研修を開催できる環境を整備していく」とうたっています。そこで、障がい者総合支援センター暖が試行的に25年1月から26年3月まで、のべ16名に対し研修を実施しました。

（※1）痰の吸引

痰を吐き出したり唾液を自分でうまく処理できない人に対して吸引器という機械を使って痰や唾液を吸い取る行為のことです。

（※2）経管栄養

口からご飯がうまく食べられない人に対して、手術で第二の口をつくって、胃などに直接食事を注入する行為のことです。

（※3）医療ケア

かつては病院を退院できなかった「自力で呼吸ができない人」や「口からごはんを食べられない人」が、自宅で生活するために、人工呼吸器や食事を胃などに直接注入するための機器とその使用方法を身につけることで病院から持ち帰った医療的な行為をいいます。

（※4）喀痰吸引等研修

介護職員等が「痰の吸引」や「経管栄養」を行なえるようになるための研修です。医療ケアに関する知識と技術を学びます。



〔写真〕人形を使った実技試験を受ける介護職員

看護師が常勤していない事業所の介護職員が医療ケアを実施できるようになれば、重い障がいがあっても安心して暮らせる社会の実現に近づくことができます。25年に実施した調査では、市内の11事業所から26年度以降も毎年合計10名以上の受講希望がありました。しかし、障がい者施設職員が受講できる研修はほとんど開催されていません。研修を受けられないこと以外にも、医療ケアに従事できる介護職員を増やしていくためには、多くの課題があります。これらの課題を整理し、これからも医療ケアが必要な方の暮らしを支える仕組みを考えていきたいと思ひます。